

《避難指示区域の現状と福島県立図書館の活動》

東日本大震災直後の沿岸部（浜通り）では、9つの自治体が他地区への避難を余儀なくされました。6年8か月が経過した現在でも、未だ2つの自治体が帰還を果たしてはいませんが、地元での図書館活動再開に向けて進み始めた図書館もあります。

本稿では、避難地区の図書館の現状に触れながら、県立図書館が行ってきたことについて紹介します。

●避難指示区域内の図書館の現状

区域内に図書館は4館ありますが、全てが休館しています（平成29年9月）。その現状は次のとおりです。

(1) 大熊町

帰還困難区域にあり、自治体の地元帰還は果たしていない。今後の図書館運営についても未確定。地震により散乱した資料は排架済み。建物は、図書館部に直接の影響はないが、屋根（時計台）の一部が破損している。

(2) 双葉町

大熊町同様自治体の地元帰還は果たしていない。今後の図書館運営についても未確定。地震により散乱した資料はそのままの状態。建物は診断を実施しており、結果問題はない。

(3) 富岡町

自治体は平成29年4月1日に帰町している。図書館については、平成30年4月1日の再オープンに向け準備を進めている。図書館が入る「文化交流センター学びの森」は平成28年度に復旧工事を終了させている。

(4) 浪江町

自治体は平成29年3月31日に帰町している。図書館再開の具体的な計画は無い。図書館が入る「ふれあいセンターなみえ」は閉鎖されたままである。地震により散乱した資料は、東京電力により排架が済んでいる。建物は診断を実施しており問題はない。また、福島市内にある仮設図書館「きぼう」についても今後は未定。

このほか、区域内には、5つの図書館未設置町村がありますが、全ての公民館図書室が業務を再開しています。

●図書館再開に向けての課題

(1) 資料

震災発生後、長期にわたり休館を続けていた4館は、この間、基本的に資料の購入を行っていません。このことは「資料の空白期間」を意味するものであり、継続的に体系化された蔵書コレクションを基本とする図書館にあって、再開後の図書館サービスに与える影響は大きいと考えられま

す。

また、震災以前からの所蔵資料の活用についても、原発事故の環境に長らく置かれていたという独特の課題があります。資料の活用には、測定により示される線量の問題だけではなく、利用する住民の感情を含めた総合的判断が求められるからです。

(2) 利用環境

図書館が再開をしても、すぐに元の活動体制に戻るわけではありません。それは、住民の帰還がまだまだ本格的には進んでいないからです。しかしながら、住民の安らぎと「知」の拠点という観点から、図書館には、自治体の復興に合わせた段階的な活動計画が必要となります。

●県立図書館の活動

県立図書館では、震災直後から資料の支援を続けています。当初は、市町村支援用の資料を、既存の貸出制度を拡大解釈することで実施してきましたが、平成23年9月には、正式に「支援体制」を定めています。

支援体制の策定が遅れた背景としては、避難所や被災した学校を中心に、求めに応じランダムに行わざるを得なかった支援事業が、避難形態の変化により、仮設住宅や仮設学校と、支援の対象が定められたことによります。また、県立図書館としても、支援対象区域への立入ができないという特殊な環境も関係していました。

現在でも、大熊小学校（会津若松市内）や葛尾小学校（三春町内）などの学校を中心に、「移動図書館車」の巡回等により資料支援を行っています。学校への支援は、県立図書館が学校に対し直接的に行うものではなく、当該自治体が行う学校図書館支援事業への支援という意味合いがあります。このような支援事業は、その状況に応じた形で、これからも継続していくこととしています。

また、資料の支援だけではなく、図書館の再開に向けて抱える課題を解決するための運営相談など方策的な支援を行ったり、各種の支援情報を提供するための関係機関との連携体制を整えるなどの活動を行っています。最近では、平成30年度に再開を予定している富岡町図書館との情報交換を2度実施し、（公社）日本図書館協会との連携・協力体制の中で、1,400冊の震災関連資料の提供が実現しています。地域資料や震災関係資料については、資料収集の空白期間を埋めたいという要望に応えたものでもありました。

富岡町は、自治体避難区域内の図書館としては最初の再開となります。県立図書館としては、再開までの活動の情報を的確に収集し、今後の自治体支援に役立てていきたいと考えています。